日本生協連の提出意見概要と反映状況

1. 食品の安全と表示について

〈食品と放射能に関するリスクコミュニケーション等〉

重点施策	日本生協連の提出意見概要	反映状況
2	東日本大震災に伴う原発事故か	×
	ら2年以上、食品の放射性物質基準	素案から記述に変更はなし。
	の設定から 1 年以上経過したこと	
	から、状況の変化を考慮したリスク	
	コミュニケーションの推進が必要。	
	平成 25 年度食品安全委員会の運	
	営計画に記された積極的なリスク	
	コミュニケーションの視点を盛り	
	込み、連携して対応してください。	

〈表示・規格・計量の適正化を図るための施策〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
69, 70, 73,	食品表示法案に関連して、「加工	\triangle
75	食品における原材料の原産地表示」	加工食品の原料原産地表示、中食・
	「栄養成分の表示」「遺伝子組換え	外食へのアレルギー表示、食品添加
	食品表示」「食品添加物の表示」と	物表示、遺伝子組換え表示などの個
	いった今後検討すべき課題は、拙速	別課題については、新たな食品表示
	に義務拡大の議論をすすめること	基準の策定に目途がついた段階か
	なく、食品表示を取り巻くさまざま	ら順次検討を進める旨の記述に。
	な情報を整理し、消費者・国民にと	
	って有益な表示制度となるよう、充	
	実した検討を望みます。	

2. 環境について

〈環境に配慮した消費行動と事業活動の推進〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
140	原子力発電に頼らない形での温	×
	室効果ガス削減の積極的な目標と	素案から記述に変更はなし。
	計画を明らかにし、再生可能エネル	
	ギーを含めて消費者が電力の種類	
	を選択できる社会づくりを確実に	
	すすめてください。	
	環境省で「HEMS 利用の価値向上の	
	ための調査事業」等が実施されてい	
	ますが、実際に家庭部門の省エネ・	
	CO2 削減につながっていることを	
	定量的に明らかにし、各省庁の連	
	携、官民の協働を強めてください。	
141	一般消費者に対する広報・周知は	×
	十分とはいえません。情報を活用す	素案から記述に変更はなし。

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
	るための人材の育成や場の設定を	
	すすめてください。	
143	消費者が、日常生活の中で、無理	×
	なく 3R に取り組むためには、小売	素案から記述に変更はなし。
	り店舗での取り組みへの支援が大	
	切です。容器包装を削減した商品を	
	環境に配慮した商品として評価す	
	る仕組みや、店頭回収する容器包装	
	を廃棄物処理法上の「資源物」と位	
	置づけるなど、取り組みやすい条件	
	づくりをすすめてください。	
144	インターネットを通じた情報提	×
	供では、ニーズや利用状況を細かく	素案から記述に変更はなし。
	把握して、対応をおこなうことが必	
	須です。アクセス数を情報公開し、	
	継続的にサイト運用やコンテンツ	
	の改善に取り組んでください。	
145	消費者に対する啓発や情報提供、	X
	特に地方自治体や消費者接点のあ	素案から記述に変更はなし。
	る流通事業者等との協力、協働をひ	
	き続きすすめてください。	
	使用済小型電子機器等の再資源	
	化の促進に関する法律に関しては、	
	国が積極的に自治体を支援すると	
	ともに、消費者へのきめ細かな情報	
	提供を自治体と連携してすすめて	
1 477	ください。	
147	「生きものマーク」の取り組みの	X
	促進とともに、積極的な情報提供をお願いします。	素案から記述に変更はなし。
	ね願いします。 また、現時点では、生きものマー	
	また、現時点では、生さものマー ク自体が自己宣言に留まっていま	
	クロ体が自己亘言に留まつていま す。何らかの基準やガイドライン	
	9。何らかの基準やカイトノイン と、それをチェックする仕組みがあ	
	- こ、てれをノエックする仕組みかめ - れば、信頼感を高めることになると	
	考えます。	
	つんより。	

3. 消費者行政・法制度について

〈消費者被害救済制度〉

重点施策	日本生協連の提出意見概要	反映状況
8	集団的消費者被害回復に係る訴	×
	訟制度の実効性を確保するため、特	消費者裁判手続特例法案成立後、
	定適格消費者団体への財政支援措	「円滑な施行に向けた必要な準備」

重点施策	日本生協連の提出意見概要	反映状況
	置の検討を追加してください。	との表現に留まる。
	消費者被害の救済のために必要	消費者被害の防止・救済のための具
	な行政手法は、2013 年度に「更な	体的な行政手法整備の実施時期に
	る検討」をおこない、2014 年度に	ついては、素案から記述に変更な
	は具体的な法整備に着手すること	し。
	を、実施時期に明記してください。	

〈地方消費者行政〉

重点施策	日本生協連の提出意見概要	反映状況
10	2013年度と2014年度の取り組み	0
	に、自治体の自主財源への円滑かつ	「基金等により整備した消費者行
	計画的な移行のあり方についての	政体制の維持・充実のための方策に
	検討も明記してください。	ついて中長期的な観点からの検討
		及びその結果に基づく所要の対応」
		が、2013年度と2014年度の取り組
		みに追加された。

〈特定商取引法〉

T 1-11-14	日子生生の相口文日標本	□ #4.10.3□
重点施策	日本生協連の提出意見概要	反映状況
15	訪問購入規制の消費者への普	×
	及・啓発を、2013 年度と 2014 年度	素案から記述に変更はなし。
	の取り組みに追加してください。	
	公共料金等に関する施策と同様、	
	本施策についても消費者庁と消費	
	者委員会との緊密な連携が特に望	
	まれることから、担当省庁等に消費	
	者委員会を追加してください。	

〈消費者取引の適正化を図るための施策〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	异
	日本生協連の促出息兄幌安	反映状況
42	食品表示法案における差止請求	×
	訴訟制度の実効性確保には、行政機	素案から記述に変更はなし。
	関による支援措置の整備が必要で	
	す。差止請求訴訟の対象拡大の検討	
	だけでなく、適格消費者団体への支	
	援措置の整備を、具体的施策に追加	
	してください。	
44-2	訪問購入規制は「実施済み」では	×
	なく「一部実施済み」とした上で、	素案から記述に変更はなし。
	消費者への普及・啓発を具体的施策	
	に追加してください。	
	また、担当省庁等に消費者委員会	
	を追加してください。	

〈地方公共団体への支援・連携〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
121.122	具体的施策⑤に、財源の確保に向	0
	けた検討とともに、自治体の自主財	「一般準則による地方公共団体へ
	源への円滑かつ計画的な移行のあ	の支援の方針を明示するとともに、
	り方についての検討も明記してく	基金等により整備した消費者行政
	ださい。	体制の維持・充実のための方策につ
		いて中長期的な観点からの検討及
		びその結果に基づく所要の対応を
		行う」との記述が、具体的施策⑥と
		して追加された。

〈消費者団体等との連携〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
128	適格消費者団体への PIO-NET 端	×
	末の設置について、実施予定年度を	素案から記述に変更はなし。
	明記し、なるべく早く設置をおこな	
	ってください。	

4. 消費者教育について

〈総論〉

項目番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
第 3	重点的に取り組むべき施策(1)	0
	に「消費者市民社会」と明記してく	当該部分に「消費者市民社会」が括
	ださい。	弧書きで追加された。

〈消費者教育〉

重点施策	日本生協連の提出意見概要	反映状況
7	国が現在、基本方針案の検討中で	0
	あることを考えれば、都道府県と市	2014年度の取り組みにも、「地方公
	町村における推進計画の策定作業	共団体における推進計画策定及び
	は、複数年度に及ぶものと思われま	地域協議会設置の取組の推進・支
	す。2014 年度の取り組みにも「地	援」が追加された。
	方公共団体における推進計画及び	
	消費者教育推進地域協議会の取組	
	を推進」と明記してください。	

〈消費者教育の体系的・総合的推進〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
87-2	消費者教育推進基本方針の策定	×
	後、地方公共団体での消費者教育推	素案から記述に変更はなし。
	進計画の策定と消費者教育推進地	
	域協議会の組織化への支援が必要	
	です。地方公共団体への取組への支	
	援を、具体的施策に追加してくださ	
	V,	

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
89	消費者教育効果の測定方法や先	×
	進的教育手法等の検討は、「実施済	素案から記述に変更はなし。
	み」ではなく「一部実施済み」とし	
	た上で、「消費者教育の体系的イメ	
	ージマップ」の普及も含め、消費者	
	教育の効率的・効果的な実施方法や	
	効果測定について検討と検証を今	
	後も実施してください。	

〈消費者に対する普及啓発・情報提供〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
175	「消費者白書」は英語でも概要版	\bigcirc
	を作成し、公表することが望まれま	「消費者白書」を国内だけでなく、
	す。消費者基本計画には「広く国民	「海外に向けて情報提供する」との
	や関係団体、諸外国に情報提供」す	記述が、具体的施策に追加された。
	ると記載してください。	

5. 公共料金について

〈公共料金等〉

(五八年五十)			
重点施策	日本生協連の提出意見概要	反映状況	
4	「消費者の視点から、わかりやす	×	
	い情報公開のあり方についても検	「消費者の視点からの分かりやす	
	討」することを、消費者基本計画の	い情報提供」について記述の追加は	
	重点施策に明記してください。	なし。「公聴会や審議会における消	
	電気事業法第 23 条に基づく料金	費者参加の実質的な確保」は、2013	
	変更認可申請命令に係る基準に基	年度と 2014 年度の取り組みに追加	
	づく発動の要否の検討結果につい	された。	
	ても、「消費者の視点から、わかり		
	やすい情報公開」の実施状況のフォ		
	ローアップをおこなってください。		

〈消費者取引の適正化を図るための施策〉

	(114) (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14)		
施第	策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
6	7-2	具体的施策③の「据え置きが続いて	\triangle
		いる公共料金等を含め妥当性を継	施策番号 67-2 については、素案か
		続的に検証する具体的方法の検討	ら変更なし。重点施策4で「料金の
		と実施」は、実施予定年度を明記し、	妥当性を継続的に検証する具体的
		なるべく早く検証をおこなってく	方法の検討」が、2013 年度と 2014
		ださい。	年度の取り組みに追加された。

6. その他

〈国際化の進展への対応〉

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
新規	「国連消費者保護ガイドライン	×

施策番号	日本生協連の提出意見概要	反映状況
	の周知と、改定作業における日本の	素案から記述に変更はなし。
	消費者の声の反映等」に関する施策	
	を、消費者基本計画の「国際化の進	
	展への対応」に追加してください。	

〈反映状況の記号の意味〉

○:意見を反映 △:意見を一部反映 ×:意見が反映されず

以上